

2011年(平成23年)10月27日

外務省総合外交政策局子の親権問題担当室 御中

兵庫県弁護士会
会長 笹野哲郎

〒650-0016 神戸市中央区橘通 1-4-3

Tel : 078-341-7061

E-mail : bengoshikai@hyogoben.or.jp

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(仮称)」(ハーグ条約)を実施するための中央当局の在り方に関する意見書

当会においては、2010年12月22日に「ハーグ条約の批准問題に対する会長声明」を發表し、「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(仮称)」(以下「ハーグ条約」という。)の批准には、子どもの権利及びDV虐待被害者に対する保護を損なう懸念があることを指摘し、拙速に条約を批准することなく、各国における運用実態を把握してこのような懸念を払拭しうるのか、国内法制度との整合を如何にすべきかについて、国民に対し責任ある説明を行うよう求めた。

その後、2011年5月20日に、政府は、ハーグ条約について締結に向けた準備を進め条約実施に必要な法律案を作成するとの閣議了解を發表し、外務省においては、ハーグ条約の中央当局の在り方に関する懇談会を開催し、中央当局部分の法案作成に向けた作業が進められ、この度、その論点整理として「『国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(仮称)』(ハーグ条約)を実施するための中央当局の在り方について」(以下「在り方」という)が公表された。

当会としては、十分な運用実態調査のないままの拙速なハーグ条約締結方針にはなお懸念を禁じえないところであるが、あくまでハーグ条約締結を前提とするとなれば、子どもの権利及びDV虐待被害者に対する保護ができる限り守られるよう国内法を整備すべきとの立場から、この「在り方」に対し、以下のとおり意見を述べるものである。

- 1 子の所在の確知について(在り方第2の4)
 - (1) 子の所在の確知のための情報提供について(在り方第2の4(1)、提供すべき情報の範囲は、過度に広く解釈されることを防ぐため、明示される

べきである。

- (2) 行方不明者発見活動に関する規則第30条の規定に基づく措置（在り方第2の4（4））については、行方不明者に関する資料を警察署の掲示板への掲示やインターネットの利用などにより公表すること（同規則14条）は、子に対する過度のプライバシー侵害となることから、そのような方法による発見活動は除外されることを明らかにすべきである。
- (3) 子の所在等に関する個人情報については、我が国の中央当局から申請者に提供されることとなっているが（在り方第2の4（5））、DVや虐待の被害者への更なる被害を防止するため、申請者への情報開示については慎重に対処する必要がある。

そもそも申請者には情報を開示せず管轄裁判所のみが告げられるものとし、管轄裁判所管内における中央当局の出先機関が、当初は相手方の仮の送達場所となって相手方との連絡を行い、その後は相手方において送達場所の届出を行うといった方法が取られるべきである。

あるいはせめて、在り方第2の4（1）ないし（3）の個人情報の提供の求めがあったときには、①情報提供義務を負う者は、情報提供前に当該個人に対しこの求めがあったこと及び、同時に、特に申請者に所在を秘すべき事情のあるときは速やかに連絡するようにと通知するものとし、そのような事情の連絡があった場合はそれを含めて中央当局に回答する、②中央当局は、特に申請者に所在を秘すべき事情の主張がある場合は、申請者には管轄裁判所のみを告げ、上記のような方法で対応するといった配慮が必要である。

2 公立の面会センターの設置（提案）

子との接触に関する援助の実施については（同第3の3）、場合により家事審判法に基づく調停の制度の紹介を行うという程度しか、具体的な整理がなされていない。

何らかの事情により、当事者間では円満に子と別居親との面接が実施できないという場合、家庭裁判所における面接交渉の実務においては、家庭裁判所内の面接室で調査官が立ち会うなどの方法により、障害事由をクリアして試行的な面接を実施できることがあるが、これはあくまで調停段階ないし審判が出るまでの間に限られており、一般的な国内事案においても、子の利益にかなう安全な面会実施のためには、子の利益に十分配慮することのできる専門家たる支援員と安全な設備を備えた、安価で利用可能な公立の面会センターの設置が必要であると言われている。

国境を超えた子の連れ帰り事案では、面会の機会に国外に連れ去られる危険あり、面会交流を実施することが国内事案以上に難しい。そこで、子との接触に関する援助を実のあるものにするには、他の関係省庁と協力のうえ、公立の面会センターの整備とともに、子の連れ去り防止策も含めた面会交流

条件の整備がはかられるべきである。

3 在外公館による邦人のための相談・保護・被害相談事実公証事務にかかる制度（提案）

在外公館において、DV・児童虐待等の被害を受けたり、その他子連れ帰国を余儀なくされる事情を抱えた邦人のために、日本語で支援する体制を作り、DV防止法上の配偶者暴力相談支援センターの機能に類似した機能を果たさせるようにすべきである。

在外公館において、現地の法律や社会資源に通じ、被害者保護に十分な経験のある団体・機関と提携し、邦人からの日本語での相談を委託するようになれば、それにより、邦人が、その抱える困難を相談し、必要に応じて一時保護や法的手続き取ることにつき支援を受けられるようになり、子連れ帰国に踏み切らなくてすむようになるケースも増えると期待できる。

さらに、これらの相談・支援内容について、在外公館が、委託先機関から、逐次文書で報告をうけ、DVや虐待その他の被害が起こった事実に関する相談の情報を保管する体制を整え、後日、当該邦人もしくは日本のハーグ返還審理裁判所からの照会を受けた際には、上記情報を提出することとして、邦人に対するDVや虐待の立証の困難を少しでも救うようにすべきである。

その他、在外公館において、邦人からの要請を受けた時は、常居所地国において、邦人が関係機関（病院や警察など）において必要な保護や援助を受けることができるよう、在外公館からこれら機関に要請するなどの支援も行い、邦人から連絡を受けたり相談に応じた記録とともに、上記にならない、邦人等の利用に供することができるようにすべきである。

このような証拠収集面からの支援もなければ、常居所地国でのDVや虐待の立証の困難は救いがたい。

4 ハーグ返還裁判事案の実態調査にかかる制度（提案）

本来は、他の加盟国における条約の適用実態をよく調査してから条約加盟の是非を判断すべきところであるが、それをせずに条約締結する以上は、せめて、我が国に関わるハーグ返還事案については、我が国の中央当局において、実態調査をする制度を、ハーグ条約実施のための国内法におくべきである。具体的には、少なくとも、子の年齢・性別・家族状況、常居所地国での居住経緯と期間、連れ去り後返還（拒否）までの期間、返還審理の結果、子の連れ去りの原因・子と双方の親との関係、返還された場合はその後の常居所地国での子の監護裁判の結果や子の実際の監護状況等について調査し、その結果を集積して、定期的に公表し、条約の運用の改善に役立てるべきである。

以上